

議案第87号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港の港湾施設の利用の適正化を図るため、利用の許可の基準を改める等の必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（許可の基準）

第5条 市長は、港湾施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可をすることができない。

(1) 第8条第1項の規定による利用の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過していないとき。

(2) 港湾施設の利用に際し、次に掲げるものを取り扱うとき。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

ア 爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬類であつて取扱上危険なもの

イ 建物又は他の貨物を損傷するおそれのあるもの

ウ 伝染、病毒若しくは汚損のおそれのあるもの又は腐敗しやすいもの

エ 港湾施設をき損するおそれのあるもの

オ その他市長が不相当と認めたもの

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の許可に附した条件に違反するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用、保全又は管理に著しい支障を与える

おそれがあると認められるとき。

第24条中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の博多港港湾施設管理条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可の取消しを受けた者について適用し、施行日前に許可の取消しを受けた者については、なお従前の例による。